

火山噴火に対する登山者等の安全確保に関する連絡会設置要綱

(目的)

第1条 平成26年9月27日に噴火した御嶽山における火山防災対応を踏まえ、登山者や観光客に対する火山防災情報の提供、噴火時の安全確保対策などについて、関係機関による意見交換を通じてそれぞれの取組状況等の情報を共有することにより、各機関が有機的に連携して火山防災対策を推進することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項について情報や意見交換等を行う。

- (1) 火山活動の監視・観測及び情報の共有
- (2) 登山者や観光客に対する火山活動及び火山防災情報の提供
- (3) 登山者や観光客の安全確保に関する対策

(連絡会)

第3条 連絡会は、別表1に掲げるもので構成する。

- 2 連絡会には、座長を1名置く。
- 3 座長は大分県生活環境部防災対策室長をもって充てる。
- 3 座長は連絡会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 連絡会は、座長が招集し、その議事を進行する。

- 2 座長は、必要に応じて、構成機関以外の機関に出席を求めることができる。

(事務局)

第4条 連絡会の事務処理のため、事務局を大分県生活環境部防災対策室に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年11月5日から施行する。

この要綱は、平成26年11月27日から施行する。

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

(別表1)

区分	機 関 名	職 名
市町村	別府市危機管理課危機管理係	課長補佐兼係長
	由布市総務部防災安全課	課長補佐
	九重町危機管理情報推進課 消防防災グループ	リーダー
	竹田市総務課	課長補佐(防災担当)
国	大分地方気象台	火山防災官
	九州地方環境事務所 国立公園課	自然保護官
	九州森林管理局 大分森林管理署治山グループ	総括治山技術官
県	観光・地域局観光・地域振興課 地域磨き班	主幹(総括)
	観光・地域局景観・まちづくり室	室長補佐
	砂防課管理・企画調査班	課長補佐(総括)
	県警地域課指導室	室長補佐
	県警警備第二課	課長補佐
	防災対策室	室長